

三浦市印鑑条例の一部を改正する条例の基本方針について

1 提案の根拠・理由

令和 5 年 3 月からコンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付（以下「コンビニ交付」という。）のサービスの開始を予定しており、必要となる規定の整備を行うものである。

2 条例改正の内容

（１） 印鑑登録証に係る規定の改正【第 7 条第 2 項、第 3 項】

コンビニ交付では、印鑑登録証に印鑑登録証明書の交付年月日及び交付枚数を記載しなくなることから、印鑑登録証に係る規定を改正するもの

（２） 多機能端末機に係る規定の追加【第 8 条第 3 項、第 10 条】

コンビニ交付では、印鑑登録証明書の申請及び交付を多機能端末機で行うことから、規定の整備について追加するもの

3 施行期日

三浦市印鑑条例の施行期日を定める規則により定める。